

川崎市立学校教員奨学金返還支援事業対象候補者認定要綱

令和 7 年 6 月 3 0 日

7 川教職企第 1 3 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材を安定的に確保するため、川崎市立学校に教諭として採用された者が貸与された奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内において、一部又は全部を支援する「川崎市立学校教員奨学金返還支援事業」(以下「本事業」という。)の実施に際し、本事業の対象候補となる者(以下「対象候補者」という。)の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 8 3 条に規定する大学(同法第 9 1 条に規定する専攻科及び同法第 1 0 8 条に規定する短期大学を含む。)、同法第 9 7 条に規定する大学院及び同法第 1 2 4 条に規定する専修学校(教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)別表第 1 備考第 2 号の 3 の規定により文部科学大臣が指定する教員養成機関に限る。)をいう。

(2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第

14条第1項に規定する第一種学資貸与金(以下「第一種奨学金」という。)

及び第二種学資貸与金(以下「第二種奨学金」という。)

(3) 代理返還制度 独立行政法人日本学生支援機構(以下「日本学生支援機構」

という。)の貸与奨学金を受けていた者に対して、企業又は地方公共団体が、

返還額の一部又は全部を日本学生支援機構に直接送金することにより支援

する制度をいう。

(申請要件)

第3条 本事業の対象候補者の認定に係る申請ができる者は、次の各号に掲げ

る要件を全て満たす者とする。

(1) 川崎市立学校教員採用候補者選考試験(以下「選考試験」という。)の募

集対象校種のうち、小学校、中学校・高等学校(高等学校(工業)及び高等

学校(商業)を除く。)又は特別支援学校を受験する者

(2) 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けている者

(3) 貸与された奨学金の返還残期間の終了日が川崎市立学校教諭としての採

用予定日の属する年度の翌年度4月1日以降である者

(4) 本事業の実施に際して、代理返還制度を活用した支援を了承する者

(対象候補者の認定)

第4条 本事業の対象となることを希望する者は、市長が年度ごとに別途指定する期間に、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により、対象候補者認定申請を行うものとする。

2 前項に基づく申請には、次の各号の書類を添付しなければならない。

（1）奨学金の借入を証する書類（借入総額が分かるもの）

（2）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に基づく申請があったときは、各校種（選考区分が特別選考6【大学3年次在籍者推薦】の場合は、特別選考6【大学3年次在籍者推薦】における各校種）における選考試験（第2次試験）の成績上位の者から順に、予算の範囲内で対象候補者を認定し、対象候補者認定結果通知書（様式第1号）により対象候補者に通知するものとする。

（対象候補者の認定の取消）

第5条 対象候補者が、第3条に規定する要件に該当しないこと又は次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該認定を取り消すものとする。

（1）川崎市立学校での教員採用を辞退する場合

（2）本事業の対象候補者を辞退する場合

（3）選考試験合格後に留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた

場合

- 2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第2号）により対象候補者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業における対象候補者の認定について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。